

第2回緑区中山町住居表示検討委員会

日時：平成28年10月11日(火)

午後3時から

会場：中山町自治会館

次 第

1 開会

2 議事

(1) 地域住民への住居表示に係る周知について 資料1

- ・周知チラシの配付範囲の検討
- ・周知チラシ内容の検討

(2) 新町区域案の検討について 資料2

(3) 現地調査の調査箇所について

3 次回以降の検討委員会について(日程調整)

4 閉会

地域住民への住居表示に係る周知について

1 目的

住居表示の実施に向け検討を開始したことについて、あらかじめ情報提供することで、住民の皆様に关心を持っていただく契機とします。

また、早い時期に周知することでより多くの御意見をいただける可能性が高まり、住居表示実施に向けた議論の活発化が期待されます。

2 周知の対象エリア (図面1～4参照)

- ・中山町全域
- ・中山町に隣接しており、中山町に含めて住居表示を実施する可能性がある地域 (※寺山町の一部)
※寺山町の一部を住居表示実施地区に含めるかどうかは、地域の皆様の御意見を踏まえ今後検討しますが、あらかじめ周知することで混乱を未然に防ぎます。

3 周知方法(案)

- ・チラシの配付
- ・ポスターの掲示

4 検討事項

(1)周知方法及び範囲について

(参考)第1回検討委員会終了時点での案

- | | |
|-------|--|
| ア 中山町 | <ul style="list-style-type: none">・チラシを全戸配付・全ての自治会掲示板へポスター掲示 |
| | <p>※ポスター：チラシを拡大印刷したもの</p> |
| イ 寺山町 | <ul style="list-style-type: none">・全ての自治会掲示板へポスター掲示・チラシ配付については第2回検討委員会で検討 |

(2)周知チラシの内容について(事務局案:別紙1)

(参考)第1回検討委員会での意見

- ・タイトル「中山町で住所変更を検討しています」について
中山町のみで検討するように読める。寺山町にも配付するのであれば、寺山町の住民にも関心を持っていただけるよう、工夫が必要。
- ・「どこの住所が変わるの?」について
基本的には中山町が住居表示の対象地域となり、寺山町で住居表示を必ず実施するとは限らないため、誤った認識をされないよう、表現に工夫が必要。

(参考)第1回検討委員会後、事務局にいただいた意見

- ・「住居表示のメリットは?」について
緊急車両の遅延防止について明記した方が、住居表示への理解が得られやすい。

平成28年●月 緑区中山町住居表示検討委員会からのお知らせ

中山町エリアで 住所変更を検討中です



緑区キャラクター ミドリン

緑区中山町には「住所の同番地が多い」「隣近所で住所が大きく違う」など、住所が混乱している地域があります。そこで、新しい町名・住所に変更し、住所の混乱を解消する事業「住居表示」の実施に向けた検討を開始しました。

●「住居表示」とは?

住所の混乱を解消するため、「地番を使った住所の表示」を改め、「建物1軒1軒に付けた番号で住所を表示する」という、市街地で実施している事業です。

また、住居表示の実施に合わせ、町名も新しくなります。

中山町の近隣では、上山町(現:上山一~三丁目)で住居表示を実施しています。

●いつ住所が変わるの?

最短で平成30年秋頃の見込みです。

ただし、検討状況により、これより遅くなる場合や、住居表示を実施しない可能性もあります。

●どのように住所が変わるの?

<今の住所(地番を使用)>

緑区 中山町 ●●●●番地●●

<住居表示実施後の住所>

緑区 ●●(●丁目) ●●番 ●●号



●どこの住所が変わるの?

中山町全域での住居表示を検討しています。

ただし、原則として公道等の恒久的な施設を町の境界とするため、中山町に隣接する町の一部を含めて実施する可能性があります。具体的な実施工アリは、地域の皆様の御意見をお伺いしながら検討していきます。

●住居表示のメリットは?

住所の特定が容易になり、緊急車両の遅延や配達物の誤配等を防ぐことができます。

建物に住所を付ける制度ですので、相続や売買に伴う分合筆によって土地の番号が変わっても、再び住所が混乱することありません。

●住所変更手続が必要?

住民票等の区役所が所管している公簿類や、東京電力、東京ガス等の公共サービスについては、自動的に書き換わります。郵便も1年間は旧住所で届きます。

ただし、不動産・法人登記や運転免許証、銀行など、ご自身で住所変更していただく必要がある手続もあります。

●誰が検討しているの?

新しい町の境界や町名等を検討するため、地域の代表者等で構成される「緑区中山町住居表示検討委員会」が平成28年9月に設置されました。

検討内容は、横浜市ウェブサイトに掲載するほか、町内会の回覧やチラシの配付により、地域の皆様にお知らせします。

●問合せ

横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当(緑区中山町住居表示検討委員会事務局)

T E L : 045-671-2320 F A X : 045-664-5295

Eメール : sh-juukyo@city.yokohama.jp

横浜市 住居表示

検索



※このチラシは、中山町全域及び周辺の一部地域に配付しています。

新町区域案の検討について

1 中山町について (全体図: 図面1)

住民登録者数	約 13,000 人
住民登録世帯数	約 6,200 世帯
面積	約 1 km ²

2 (参考)住居表示実施基準(「横浜市住居表示整備要綱」から抜粋)

(1)町の境界

公道、河川、水路、鉄道又は軌道の線路等恒久的な施設又は著名な地物をもってこれにあてる。

(2)町面積の基準

0.132 km²～0.165 km²

3 検討事項

(1)住居表示実施範囲(外周)

原則として中山町で住居表示を実施しますが、住所がわかりやすい町づくりのため、町境の調整について検討します。

ア 町境と道路(河川・線路)が一致していない箇所

- ・寺山町との境界A (図面2)
- ・寺山町との境界B (図面3)

イ 町境と道路は現在一致しているが、地形上、高低差のある場所に町境を変更することで住所がわかりやすくなる可能性がある箇所

- ・寺山町との境界C (図面4)

(2)町区域(区割り)

中山町の場合、およそ6～7か町が新たな町数の目安となります。

(参考: 図面5)

4 留意事項

私道等、開発により将来的に失われる可能性がある地物は、町境として選定しません。(参考: 図面6)